

市内・準市内業者登録について

1. 市内業者

市内業者とは、本市内に人的・物的設備を有し、毎年3月1日現在において過去1年以上継続して契約行為を含む主たる営業活動の事業所を有するものであって、次のすべてを具備するものをいう。

- ① 商業登記の本店所在地が本市内にあること。
- ② 建設工事入札参加資格審査申請書に添付された許可証明願の主たる営業所の所在地が本市内にあること。
- ③ 本市が課税する市税について未納がないこと。

2. 準市内業者

準市内業者とは、本市内に人的・物的設備を有し、毎年3月1日現在において過去1年以上継続して契約行為を含む営業活動の事業所を有するものであって、次のすべてを具備するものをいう。

- ① 商業登記の支店・営業所等(以下「支店等」という。)の所在地が本市内にあること。
- ② 本市内の支店等が建設業の許可を受けており、かつ本市と契約が締結できること。
- ③ 本市が課税する市税について未納がないこと。

3. 市内・準市内業者とする営業所の要件（以下「営業所の要件」という。）

市内・準市内業者として登録を希望する者が有する営業所には、次の要件がすべて満たされていなければならない。

① 営業所の形態

- イ 自社又は賃貸借による建物であること。
- ロ 会社役員、社員又は他の者が居住している専用住宅でないこと。
- ハ 兼用住宅の場合は、営業所の機能を有する部分が居住部分と完全に分離しており、居住部分の玄関とは別に営業所専用の入口があること。

② 営業所の設備

- イ 自社の看板（10cm×30cm以上でプラスチック等の破れない材質）を設置していること。
- ロ 自社専用の電話及びファックスを常設しており、転送をしないこと。また、他の者と共同使用をしていないこと。
- ハ 自社専用のパソコン及びプリンターを常設していること。また、他の者と共同利用をしていないこと。
- ニ 許可標識の掲示及び事務机等の什器備品を備えていること。

③ 営業所の体制

- イ 建設業法で規定されている営業所専任の技術者が配置されていること。
- ロ 1人以上の社員が必ず常駐しており、連絡が常時とれる体制であること。
- ハ 営業に係る帳簿類等を備え付けて、保存管理していること。
- ニ 出勤簿等で、社員の通勤状態が常に記録されていること。

4. 誓約書

市内・準市内業者として登録を希望する者は、建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出にあたり、次のとおり別紙誓約書を提出しなければならない。

- ① 羽曳野市内及び準市内業者の取扱要領に規定する営業所の要件をすべて満たしていること。
- ② 本市が実施する聞取り及び写真撮影等の営業所実態調査については、全面的に協力するとともに一切の異議を申し立てないこと。
- ③ 営業所の要件についての不備が判明し、不備な要件の改善及び報告書の提出が、本市の指導する改善期間（以下「改善期間」という。）を過ぎたために登録を市外業者に変更されること。
- ④ 建設業法上の許可要件を満たしていない疑義により許可行政庁へ通報されても一切の異議を申し立てないこと。

5. 営業所実態調査

市内・準市内業者として登録される者は、本市が実施する営業所実態調査を次のとおり受けなければならない。

- ① 登録有効期間（2年）内に事前予告をしないで聞取り及び写真撮影等の営業所実態調査行う。
- ② 営業所の要件についての不備が判明した場合は、改善期間内に不備な要件を改善し、改善内容及び写真等を添付した報告書を本市に提出しなければならない。改善期間を超えると市外業者として登録を切り替える。また、報告書が提出されるまでは、指名又は入札参加を留保する。